

## 公益社団法人習志野市シルバー人材センター事務費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人習志野市シルバー人材センター（以下「センター」という。）が、仕事の発注者より徴収する事務費又はセンター業務委託料（包括契約による場合に限る。）に関し、必要な事項を定める。

### (事務費の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費及び法人運営に要する経費等として仕事の見積総額に含めるものとし、仕事が完了した都度発注者から徴収する。

2 センター業務委託料とは、センターが、発注者と締結した包括契約に基づき会員業務委託料を実施する会員の選定等に要する諸経費等をいい、発注者から、仕事の完了の都度、徴収するものとする。

3 事務費又はセンター業務委託料は、仕事の見積総額に含めるものとする。

### (事務費又は業務委託料の額)

第3条 事務費の額は、公益目的事業（実施事業等）を実施に要する適正な費用を償う額を超えない額及び法人運営に要する適正な費用を限度とする。

2 前項の額は、受注額（配分金に相当する見積り額）の概ね5%から20%以内とし、理事会において定める。

### (事務費又は業務委託料の用途)

第4条 事務費又は業務委託料は、前条で定めた適正な額を公益目的事業（実施事業等）会計及び法人会計に区分して経費に充てる。

### (委任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

### 附 則

1 この規約は、平成24年4月1日から適用する。

2 第1条の公益社団法人習志野市シルバー人材センターの名称は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

### 附 則

この規約は、令和4年10月26日から施行する。

### 附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

20-1